

請負契約書（案）

- 1 件 名 中部森林管理局名古屋事務所機械警備業務
- 2 仕 様 中部森林管理局名古屋事務所機械警備業務仕様書のとおり
- 3 契 約 金 額金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
(うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇, 〇〇〇円)
月額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
(うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇, 〇〇〇円)
- 4 契 約 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 5 履 行 場 所 対象施設：中部森林管理局名古屋事務所、仕様書別添1参照
所 在 地：愛知県名古屋市熱田区熱田西町1-20
- 6 検 査 場 所 履行場所に同じ
- 7 契 約 保 証 金 免除

上記件名（以下「警備業務」という。）について、支出負担行為担当官中部森林管理局長〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、上記各項及び次の各契約条項によって請負契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 長野県長野市大字栗田715番地5
支出負担行為担当官
中部森林管理局長

乙

契約条項

(業務の目的等)

第1条 乙は、頭書の仕様に基づき、仕様書に定める警備対象施設ごとの警備業務内容をそれぞれの期日（以下「履行期限」という）までに、警備。業務を完了するとともに、仕様書の第8の2に定める期日（以下「納入期限」という。）までにその成果品を甲に引渡すものとする。

2 前項の仕様に明示されていない事項について、疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

(警報機器等の設置)

第2条 乙は、警備業務実施のために、警備対象施設ごとに機器並びにその他必要な装置（以下「警報機器等」という。）を設置するものとし、当該警報機器等は、乙の所有に属するものとする。

なお、警報機器等の種類、個数、設置場所は、別添資料によるものとする。

2 乙は、契約期間の始期までに警報機器等を警備対象施設ごとに設置する等、警備ができる状態にしなければならない。

(警報機器等の費用)

第3条 乙は、各警備対象施設の警報機器等の設置及び配線に要する一切の費用を負担するものとする。

2 乙は、本契約が終了したときは、遅滞なく警報機器等を撤去するものとし、原状回復（警報機器等及び配線等の取付けの必要上、各警備対象施設に施された孔穴を除く。）に要する一切の費用を負担するものとする。

3 甲は、本契約の履行期間中に、甲の事由により警報機器等の移設を求める場合には、移設に要する費用は甲が負担するものとする。

(警報機器等の変更の通知等)

第4条 甲は、契約の対象である警備対象施設の増改築、模様替え、レイアウト若しくは用途変更をしようとする場合は、当該実施日の30日前までに乙に通知するものとする。

2 警備対象施設の増改築等により、既設の警報機器等の移動又は変更等の必要が生じた場合は、前項と同様に乙に通知するものとし、当該工事費は、本契約とは別に甲が負担するものとする。

(警報機器等の点検等)

第5条 乙は、各警備対象施設に設置された警報機器等について、良好な状態を確保するために適宜保守点検を行うものとし、点検の都度、その結果を甲に報告するものとする。

2 保守点検、補修又は交換に要する一切の費用は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による補修又は交換の場合は、甲が負担するものとする。

3 乙は、警報機器等の配線等の自然消耗により、警備業務の遂行に支障が生じる場合には、乙の負担により配線の補修又は取替えを行うものとする。

(業務従事者に関する乙の責任)

第6条 乙は、警備業務の実施につき用いた緊急要員及び事務所等の職員（以下「業務従事者」という。）による業務上の行為については、一切の責任を負うものとする。

2 乙は、本業務の遂行により乙又は業務従事者が死傷等を負った場合、一切の責任を負うものとする。

- 3 業務従事者は、身分証明書を明示して、乙の業務従事者であることを明確にするものとする。
- 4 乙は、甲から申し出があった場合は、甲に対し、業務従事者を書面により通知しなければならない。
- 5 甲は、前項により乙から通知を受けた業務従事者の中に業務の遂行について著しく不適当な者がいると認める場合には、乙に対し、その理由を付して通知し、必要な措置を要求することができるものとする。
- 6 乙は、自己の事由により第3項により甲に通知した業務従事者を変更する場合には、甲に対し、変更理由及び変更した業務従事者を事前に書面にて通知し、甲の承諾を得るものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第7条 乙は、警備業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、警備業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

- 2 乙は、効率的な履行を図るため、警備業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)を必要とするときは、あらかじめ別紙様式に必要事項を記入して甲の承認を得なければならない。ただし、再委託ができる業務は、原則として契約金額に占める再委託又は再請負金額の割合(「再委託比率」という。以下同じ。)が50パーセント以内の業務とする。
- 3 乙は、前項の承認を受けた再委託について、その内容を変更する必要があるときは、同項に規定する様式に必要事項を記入して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 4 乙は、再々委託又は再々請負(再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。)を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに、甲に届け出なければならない。
- 5 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
- 6 甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができるものとする。
- 7 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務(印刷・製本、翻訳、会場設営及び運送・保管に類する業務)であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項までの規定は、適用しない。

(監督職員)

第8条 甲は、この警備業務の適正な履行を確保するために監督をする必要があると認めるときは、警備対象施設ごとに、甲の命じた監督のための職員(以下「各監督職員」という。)に監督させることができるものとする。

- 2 前項に定める監督は、立会い、指示その他の適切な方法により行うものとする。
- 3 各監督職員は、この契約の他の条項に定める職務のほか、次に掲げる権限を有するものとする。
 - (1) 契約の履行についての乙又は乙の管理責任者に対する指示、承諾又は協議
 - (2) この契約及び仕様書の記載内容に関する乙の確認又は質問に対する回答

(3) 履行状況の監督

- 4 乙は、甲（各監督職員を含む。）から監督に必要な業務計画表等の提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

(履行期限等の延長)

第9条 乙は、頭書の履行期間における各年度の3月31日（以下「履行期限」という。）までに、警備対象施設の中で警備業務を完了又は納入期限までに納入できない場合は、あらかじめ甲に対し、警備対象施設ごとに遅滞の理由及び完了見込日時を明らかにした書面を提出して、履行期限又は納入期限の延長の承認を受けなければならない。

(延滞金)

第10条 甲は、乙が履行期限までに警備業務を完了又は納入期限までに納入できない場合は、前条に定める承認の有無にかかわらず、乙に対し延滞金を請求することができるものとする。ただし、当該遅滞が天災その他やむを得ない理由によるものと認められる場合は、この限りでない。

2 前項の定めにおいて、乙が頭書の警備業務を各年度の履行期限までに業務を完了できなかった場合の延滞金は、延滞日数1日につき第15条に定める当該年度における支払限度額の中で当該頭書の業務に係る金額のうち、当該履行期限までに業務を完了できなかった部分に相当する金額の年3パーセントの割合で計算した額とする。

3 第1項の定めにおいて、納入期限までに納入できない場合の延滞金は、延滞日数1日につき当該納入できなかった部分に相当する金額の年3パーセントの割合で計算した額とする。

4 第1項に定める延滞金の請求は、甲が第22条第2項の規定によりこの契約を解除した場合における違約金の請求を妨げない。

(検査職員)

第11条 乙は、それぞれの警備業務を完了しその成果品を納入しようとする場合は、甲に対し納入する旨を通知し、警備対象施設ごとに、甲が命じた検査のための職員（以下「各検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

(検査職員の検査等)

第12条 各検査職員は、前条の定めにより乙から納入する旨の通知を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

2 乙又は乙の使用人は、検査に立会い、各検査職員の指示に従って、検査に必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の場合において、乙又は乙の使用人が検査に立会わないときは、各検査職員は、乙の欠席のまま検査を行うことができるものとする。この場合において、乙は検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 各検査職員は、検査の結果、全部又は一部について不当な箇所を発見した場合は、乙に対し、適当な日時を定めて不当な箇所の引換え又は修正を請求することができるものとする。この場合には、乙は直ちに不当な箇所の引換え又は修正を行わなければならない。

5 検査及び納入に要する経費は、全て乙の負担とする。

(所有権の移転)

第13条 第11条に定める検査に合格し、成果品を納入した日に当該成果品の所有権は甲

に移転する。

(保証等)

第 14 条 乙は、成果品を納入後 1 か年間は当該成果品について保証するものとする。

2 前項に定めた保証期間に、当該成果品に隠れたかしが発見された場合は、甲は乙に対し相当の日時を定めて当該かしの修正を請求することができるものとする。この場合には、乙は直ちに当該かしの修正を行わなければならない。また、甲が当該かしにより不当な損害を被った場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第 15 条 国庫債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請求金額の支払の限度額は、次のとおりとする。

令和 8 年度〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
令和 9 年度〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
令和 10 年度〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
令和 11 年度〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
令和 12 年度〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

(契約金額の請求)

第 16 条 乙は、第 11 条に定める検査に合格したときは、前条に定める支払限度額の範囲内で、頭書 3 に定める契約金額の月額を、所定の手続により書面（以下「支払請求書」という。）をもって甲に請求をするものとする。

(契約金額の支払)

第 17 条 甲は、乙が提出する前項の適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内（以下「約定期間」という）に前項の請求金額を乙に支払わなければならない。ただし、受理した乙の支払請求書が不適当なために乙に返送した場合には、甲が返送した日から乙の適法な支払請求書を受理した日までの日数は、これを約定期間に算入しないものとする。

(遅延利息)

第 18 条 乙は、甲が約定期間内に請求金額を支払わないときは、甲に対し遅延利息を請求することができるものとする。

2 前項に定める遅延利息は、乙の適法な支払請求書を受理した日の翌日から起算して支払いを行う日までの日数に応じ、当該未払請求金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示にて定められた率の割合で計算した額とする。ただし、遅延利息の額が 100 円未満である場合及び 100 円未満の端数については、甲は前項の定めにかかわらず遅延利息を支払うことを要しないものとする。

3 支払遅延が天災その他やむを得ない理由によると認められる場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、また遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

(乙の免責事由)

第 19 条 乙は、次の各号に示す損害については、一切その責を負わないものとする。

(1) 地震、噴火、洪水、津波、台風等の天災、その他の不可抗力により生じた損害

- (2) 警報機器等が正常に作動したにもかかわらず、乙の責に帰すことができない事由で、通信回線による送受信が行われない状態であったことにより生じた損害
- (3) 各警備対象施設自体の瑕疵、又は甲の管理上の瑕疵に基づく損害
- (4) 警報機器等の設置箇所以外、若しくは警報機器等の感知機能の範囲以外から生じた損害
- (5) 甲、甲の職員及び甲の管理下にある者等の故意又は過失に起因する損害
- (6) 各警備対象施設内外の警備上必要とする開閉扉の鍵を、甲が乙に預託しなかったことにより生じた損害
- (7) 警報機器等の操作後、警備作動開始前又は警備作動解除後に発生した損害
- (8) 甲、甲の職員及び甲の管理下にある者等が警報機器等の操作を忘れたことにより生じた損害

(契約解除)

第 20 条 甲は、甲の必要によりこの契約の全部又は一部について解除することができるものとする。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の契約解除権)

第 21 条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部について解除することができるものとする。この場合において、乙が損害を被ることがあっても甲はその責を負わないものとする。

- (1) 天災その他乙の責に帰すことができない理由により、乙が契約の解除を申し出たとき
- (2) 乙がこの契約に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき、又は正当な理由がなく義務を履行せず若しくは履行する見込がないと認められるとき
- (3) 乙又は乙の使用人に不正の行為があったとき
- (4) 乙又は乙の使用人が第 11 条に定める各検査職員の検査を妨げたとき
- (5) 乙が破産の宣告を受けたとき又はそのおそれがあると認められるとき
- (6) 乙が契約の解約を申し出たとき

(違約金)

第 22 条 甲は、前条第 1 号に定める理由によりこの契約を解除する場合は、乙に対し違約金を請求しないものとする。

- 2 甲は、前条第 2 号から第 6 号までに掲げる理由によりこの契約を解除する場合は、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を乙に対し請求することができるものとする。

- 3 乙が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第 23 条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告を要せず、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をい

う。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(行為要件に基づく契約解除)

第24条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の警備業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第25条 乙は、第23条の各号及び第24条の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約するものとする。

(再請負契約等に関する契約解除)

第26条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、この契約を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第27条 甲は、第21条、第23条、第24条及び前条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第 23 条、第 24 条及び前条第 2 項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 28 条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は警備業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(賠償金等の徴収)

第 29 条 この契約によって、甲が乙から取得すべき延滞金及び違約金がある場合は、甲はその選択により乙に支払うべき金額と相殺し、又は別に徴収することができるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 30 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社、信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 乙がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留すること。

(2) 乙から売掛債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）は、譲渡対象債権を前項ただし書に規定する者以外の者への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 甲は、乙による売掛債権の譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

3 前項の場合において、譲受人が甲に対して債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知又は民法第 467 条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

4 第 1 項ただし書に基づいて乙が第三者に売掛債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、甲が予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(秘密の保持)

第 31 条 乙は、この契約に基づく警備業務の処理上知り得た事実をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、この契約に基づく警備業務の資料を転写し、又は第三者に閲覧、転写又は貸出してはならない。

(個人情報の保持)

第 32 条 乙及びこの請負警備業務に従事する者（従事した者を含む。以下「請負業務従事者」という。）は、この請負警備業務に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を請負警備業務の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。

2 乙及び請負業務従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 前二項については、この請負警備業務が終了した後においても同様とする。

(個人情報の禁止項目)

第 33 条 乙は、請負警備業務を行うために保有した個人情報について、き損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ請負警備業務の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出してはならない。

(個人情報の漏えい等の報告)

第 34 条 乙は、保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

(個人情報の消去等)

第 35 条 乙は、請負警備業務が終了したときは、この請負警備業務において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、甲より提供された個人情報については、返却しなければならない。

(物品等の管理)

第 36 条 乙は、この契約の履行に当たり甲から貸出された資料又は支給を受けた物品等については、善良なる管理者の注意をもって保管及び管理するものとし、紛失又は破損の場合は直ちに甲に報告し、甲の指示に従って措置をするものとする。

(経済情勢の激変等)

第 37 条 乙は、予期することができない経済情勢の激変等により、契約金額が著しく不適當であると認められる場合には、甲にその理由を書面をもって提出するものとする。

2 前項の場合、甲は乙の理由をやむを得ないと認めたときは、乙と協議して変更することができるものとする。

(第三者等に対する責任)

第 38 条 乙は、乙の事務所等と各警備対象施設との間において、本業務の遂行により第三

者が損害を被った場合、当該損害金を負担するものとする。

2 乙は、乙又は請負業務従事者の過失により、甲及び甲の職員並びに各警備対象施設が被害を被った場合は賠償の責任を負うものとする。

(著作権等)

第 39 条 乙は、この契約によって生じた納入成果品に係る一切の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、納入成果品の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとし、甲の行為について著作者人格権を行使しないものとする。

(著作権等の紛争)

第 40 条 この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、甲は係る紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を乙に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(データの公表等)

第 41 条 乙は、頭書の警備業務により作成したデータを公表又は第三者に譲渡する場合には、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 42 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 43 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項

(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 乙が第1項及び第2項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(紛争の解決)

第44条 本契約に関連して、訴訟の必要が生じた場合は、甲所在地の地方裁判所を専属的な管轄裁判所とする訴訟手続によって解決するものとする。

(補則)

第45条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

(特約事項)

第46条 特約事項は別紙1のとおりとする。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、

本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除

することができる。

(損害賠償)

- 第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。